令和８年１１月
兵庫県タクシー協会

神戸・阪神間地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

神戸・阪神間地区においては、令和７年１１月２７日からタクシー運賃の改定を実施（改定率１０%）いたしましたが、これによる令和７年１２月から令和８年５月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

１　運賃を改定した事業者数

６８社（集計事業者６５社）
※未提出１社、未集計２社

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

２　平均増収率

９．９%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。
（算式）改定後６ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）×　１００－１００

３　一般運転者に係る運転者１人平均賃金上昇率

７．８%

改定前１人平均給与月額 （令和 6 年 12 月～7 年 5 月）	改定後１人平均給与月額 （令和 7 年 12 月～8 年 5 月）
２９１，８８１円	**３１４，５４２円**

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

４　改定による賃金改善率の分布（一般運転者１人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
１１社	**１１社**	**１７社**	**１８社**	**１社**	**２社**	**３社**	**６３社**

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。※計が６３社なのはその他乗務員のみの事業者が２社あるため。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和 7 年 12 月～8 年 5 月の運転者１人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者１人平均給与月額}} \times 100\right] - 100$$

５　営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103% 以 上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
１５社	４社	１５社	１３社	７社	５社	２社	２社

95%以上 96%未満	95%未満	計
１社	１社	６５社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る 令和7年12月～8年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る 前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

６　その他

(1) 労働者負担の軽減・・・詳細は別記１のとおり

・労働者負担制度を採用していた事業者　　３６社

・労働者負担の一部を廃止した事業者数　　４社
・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数　　５社
・労働者負担の全部を軽減した事業者数　　１社
・労働者負担の一部を軽減した事業者数　　３社
・一切変更のない事業者数　　２３社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記２のとおり

・新しく手当を創設した事業者数　　５社

(3) その他

・労働時間の短縮
・賃金体系の改善
・深夜営業の廃止
・コアタイムなしのフレックスタイム制導入
・退職金制度の設立
・リフレッシュ休暇（１０日）の導入
・入社祝金制度の導入（最大１０万円）※経験者、未経験者問わず

別記

１　労働者負担の廃止・軽減

(1) 廃止された労働者負担

・チケット手数料の廃止

・無線使用料の廃止

(2) 軽減された労働者負担

・チケット手数料の軽減

・クレジット手数料の軽減

・無線使用料の軽減

・アプリ使用料の軽減

・キャッシュレス決済手数料の軽減

２　手当類の創設・拡充

(1)　新設された手当類

・無事故手当